

## **災害時の特別措置の詳細**

離島等供給約款および電気最終保障供給約款に基づく被災された電気の利用者の供給地点に対する特別措置の詳細は以下のとおりです。

### **1. 電気料金の支払期日の延期**

電気料金における災害発生日の前月（支払期日が災害発生日以降のものに限る。）、災害発生日、災害発生日の翌月、災害発生日の翌々月の料金計算分の支払期日を各々1か月間延期する。

### **2. 不利用日の電気料金の割引**

災害発生日から6月後の末日に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった日数×4%を電気料金の基本料金から割引する。

### **3. 使用不能設備に相当する電気料金の割引**

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、災害発生日から6月後の末日までの間、その使用不能設備に相当する電気料金の基本料金を割引する。

### **4. 工事費負担金の免除**

再建等により、新たに電気を使用される場合で、災害発生日から6月後の末日までに接続供給の申込みをされ、かつ、被災前の契約電力等を超えないとき、供給地点の供給設備における工事費負担金を免除する。

### **5. 臨時工事費の免除**

再建等により、臨時に電気を使用される場合で、災害発生日から6月後の末日までに臨時電灯または臨時電力の申込みをされたとき、臨時工事費を免除する。

### **6. 諸工料の免除**

再建等により、引込線、計量器等の取付位置変更を行う場合で、災害発生日から6月後の末日までに引込線、計量器等の取付位置変更の申込みをされたとき、初回の工事に要した諸工料を免除する。

以上